

災害時の対応について

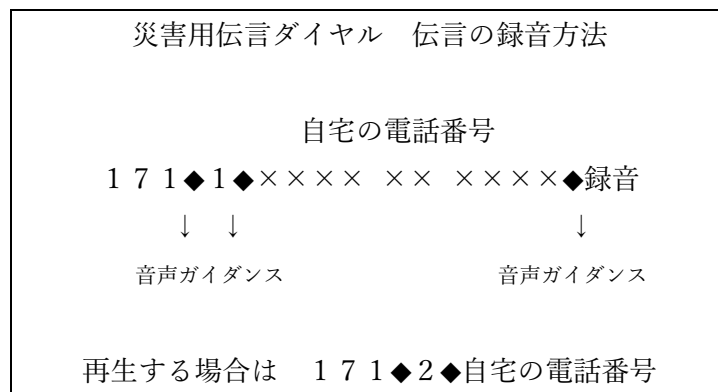
■自宅にいるとき、通学中

<特別警報または警戒宣言が発令された場合>

- ・学校は休校とし、登校しない。
- ・登下校中のときは、安全に下校する。
(電車やバスを使っているときは、駅員やバスドライバーの指示に従い行動する。)
- ・学校に登校したときは、先生の指示を待つ。

<大規模地震が発生した場合>

- ・学校はしばらく休校。再開はきずなネットを通して別に指示。
- ・地震の被害にあったときは、以下の方法で学校に被災状況を連絡する。
 1. 【インターネットが使える場合】→スマートフォンから「朝の健康観察」に状況を入力
日付、氏名を入力後、「状態・状況など」の欄に〈①状態（無事・軽傷・重症など）、
②滞在場所、③伝えたいこと〉を入力する。休校期間においても入力する。
 2. 【インターネットが使えない場合】→災害用伝言ダイヤルを利用



<暴風警報が出たとき>

- 1 以下の規定（3～6）について、登校する以前に、名古屋地方気象台から東三河北部または東三河南部に「暴風警報」が発表されている場合は、全ての生徒を対象とする。
- 2 東三河北部または東三河南部に暴風警報が発表されておらず、自宅のある地域では発表されていた場合、自宅地域の発表状況に合わせて対応する。
- 3 電車利用者は、午前6時の時点で暴風警報が出ている場合は自宅待機とする。
- 4 その他の生徒は、午前7時の時点で暴風警報が出ている場合は自宅待機とする。
- 5 午前11時の時点になっても暴風警報が継続されていた場合は、その日は出校せず、家庭で学習する。ただし、午前11時までには暴風警報が解除された場合は、午後の授業のみ行う。（6に該当する生徒は除く）
- 6 午前11時までには暴風警報が解除されても交通途絶や交通時間帯の関係で出校できない生徒については、学校へ連絡をし、自宅で学習することとする（出席停止扱い）。ただし、学校への連絡が無い場合は、欠席とする。